

## 化学肥料低減取組メニュー 取組例

令和4年12月16日修正版  
山口県地域農業戦略推進協議会

取組メニュー	取組例	取組を実施した証拠書類 (5年間保存)
ア 土壌診断による施肥設計	<p>土壌診断結果に基づいた施肥設計による施肥を実施する。</p> <p><b>【土壌診断の例】</b> 民間事業者等を利用した土壌診断 市販の簡易キットによる土壌診断</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>施設養液栽培の場合</b> 溶脱水分析や養液や廃液の分析等に基づく施肥を実施する。</p> </div> <p><b>【備考】</b> ・土壌分析の項目は土壌診断に必要な内容とする。 ・過去5年以内に実施した土壌分析の診断結果に基づいた施肥の実施も可能。</p>	<p>○共通書類 ○土壌診断結果 ※診断日が必ずわかるもの ○診断結果に基づき実施した施肥設計書 ※対象作物が必ずわかるもの</p>
イ 生育診断による施肥設計	<p>作物の葉色や植物体の栄養診断結果に基づいた施肥設計による施肥を実施する。</p> <p><b>【生育診断の例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水稻の葉色板カラーチャートによる計測</li> <li>・ 生育状況の計測</li> <li>・ 植物体中の硝酸態窒素含量の計測</li> </ul>	<p>○共通書類 ○生育診断結果の成績書の写し（作物名、診断者、ほ場名、診断日、診断方法、診断結果、診断結果に基づく施肥量の改善内容 等の記録）</p>
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入	<p><b>【例】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ J A部会等で低減を目的とした施肥設計（エコやまぐち、エコファーマー など）による施肥</li> </ul>	<p>○共通書類 ○低投入型施肥設計（施肥暦等） ※新たに取り組む場合は、これまで使用していた施肥設計（施肥暦等）</p>
エ 堆肥の利用	<p>化学肥料の削減のため堆肥を施用する</p>	<p>○共通書類 ○堆肥の購入伝票の写し ※自給堆肥を施用する場合は散布時写真</p>

オ 汚泥肥料の利用 (下水汚泥 等)	下水汚泥等を原料とした肥料を施用する。	○汚泥肥料の購入伝票の写し
カ 食品残渣など国内資源の利用 (エとオ以外)	食品残渣などを原料とした肥料を施用する。普通肥料や特殊肥料として販売されているので、販売店等に問い合わせてください。	○共通書類 ○対象肥料の購入伝票の写し
キ 有機質肥料 (指定混合肥料等を含む) の利用	有機質原料が含まれている肥料であれば対象となります (有機質原料の含有量は問いません)。※原料は販売店に問合せするか肥料袋に掲載されている保証票等で確認してください	○共通書類 ○対象肥料の購入伝票の写し
ク 緑肥作物の利用	レンゲ、ソルゴー (ソルガム)、ナギナタガヤなどの緑肥を利用	○共通書類 ○緑肥種子を購入した伝票の写し ※取組を長い年月実施しており、播種を実施しなくても効果が期待できる生育量が見込める場合は、生育状況がわかる写真
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用	当該地域の基準となる品種 (参加農業者の経営品種) の栽培暦の10aあたりの肥料施用量と比較し、1割以上の低減 (NPK 総量ベース) ができる品種を利用	○対象品種の種苗の購入伝票の写し ○取組を実施した年度 (作型) の作付品種の一覧 (様式自由) ○取組を実施した年度 (作型) の対象品種と基準品種の栽培暦等 (10aあたり施用量の低減が判断できる資料)
コ 低成分肥料 (単肥配合を含む) の利用	・リン酸 (P)、カリ (K) の成分の施用量を容易に減らすことができるよう、予めこれらの成分の含有量を減らした複合肥料 (いわゆるL型肥料) を施肥する。 ・現在利用している肥料銘柄よりも窒素 (N)、リン酸 (P)、カリ (K) の成分の総量が低い複合肥料を施用する (農業者等が自ら単肥を配合したものも含む) ※複合肥料とは、N、P、Kの3成分のうちいずれか2成分以上を含む普通肥料。 具体的には販売店等に問い合わせください。	○共通書類 ○対象肥料の購入伝票の写し ○現在利用している肥料銘柄よりもN、P、Kの成分の総量が低い複合肥料を施肥する場合は、これまで使用していた肥料銘柄がわかるもの (NPK成分の比較が可能なもの)

<p>サ 可変施肥機の利用 (ドローンの活用等も含む)</p>	<p>【例】 可変施肥田植機を利用した施肥</p>	<p>○共通書類 ○可変施肥機を利用している写真</p>
<p>シ 局所施肥 (側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等) の利用</p>	<p>【例】 側条施肥、うね立て同時施肥、灌注液肥 等</p>	<p>○共通書類 ○局所施肥を実施している写真</p>
<p>ス 育苗箱 (ポット苗) 施肥の利用</p>	<p>水稻で育苗箱全量施肥資材を利用する</p>	<p>○共通書類 ○対象肥料の購入伝票 ○専用機械を使用した場合は使用時の写真</p>
<p>セ 化学肥料の使用量及びコスト削減の観点から施肥量・肥料銘柄の見直し</p>	<p>※アからス以外で該当するもの</p>	<p>○共通書類 ○従来 of 施肥実績と取組メニューにより実施した施肥実績が比較できる資料 ○コスト削減の観点であれば、従来 of 施肥実績と取組メニューにより実施した施肥実績のコストが比較できる資料</p>
<p>ソ 地域特認技術</p>	<p>山口県では現在のところ地域特認を設定する予定はありません。</p>	

### **重要<共通書類>**

本事業を取り組む農業者の方は、上記証拠書類の他、以下の資料（記録等）を実績提出後5年間**必ず保管**してください。

○取組メニューを実施（強化・拡大も含む）した品目の**ほ場毎の施肥管理記録**

※様式は定めないが、実施（強化・拡大を含む）した取組メニュー内容、栽培品目、ほ場名、作業日、肥料名、施用量がわかる記録）

※拡大・強化の場合は拡大・強化を行う前の記録も必要（最低限、拡大・強化した内容がわかる記録のみでも良い）

○取組メニューを実施した品目の**出荷・販売伝票**

注1：国が取組を実施した証拠書類について別に定めた場合は、内容が一部変わる可能性があります。

注2：「汚泥肥料の利用（下水汚泥等）」、「肥料使用量の少ない品種の利用」は記載を省略していますが、取組は可能です。